**入札参加審査申請における社会保険等未加入対策について**

建設工事及び建設コンサルタント等業務については、平成29・30年度入札参加資格審査申請（定期申請）時より、建設労働者の労働環境の改善等、国及び県の対応も踏まえて社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）の加入を入札参加資格要件としております。

|  |
| --- |
| ・社会保険等未加入者（適用除外者を除く。）の申請は、受け付けません。  ・社会保険等の加入義務者は、加入を証する書類の添付が必要となります。※１  ・社会保険等の適用除外者は、加入義務がないことの届出書を添付のうえ、入札参加資格審査申請ができます。※２ |

※１　加入を証する書類は、原則として以下のとおりです。

●雇用保険

「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」

「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」

「雇用保険被保険者資格取得等通知書」のいずれかの写し

●健康保険・厚生年金保険

「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」

「領収証書」

「社会保険料納入証明（申請）書」

「資格取得確認および標準報酬決定通知書」のいずれかの写し

※２　加入義務がないことの届出書は、以下のとおりです。

●「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」（別紙）

ただし、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で、適用除外であることが確認できる場合は、本届出書の添付は不要です。

なお、届出内容について疑義が生じた場合は、関係機関に問い合わせる場合がありますので、あらかじめご了承ください。